

九重町中小企業・小規模事業者振興計画

【第1期計画】

令和4年3月

九 重 町

目 次

はじめに	1
序章 計画策定の趣旨	2
1. 計画策定の目的	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の進捗管理・効果検証	
4. 計画の期間と見直しの時期	
第1章 九重町の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境	3
1. 九重町の経済・産業構造等の概要	
第2章 九重町の中小企業・小規模事業者の現状と課題	10
1. 経営基盤の安定強化	
2. 創業の促進	
3. 人材の確保	
4. 円滑な事業承継	
第3章 基本方針と基本施策	14
1. 計画の基本方針と施策	
2. 基本方針ごとの方向性・取組内容・目標値等	
第4章 計画の推進について	24
1. 計画の推進体制	
2. 各主体の責務と役割	
3. PDCAサイクルによる計画の進捗管理と効果検証	

参考資料

九重町中小企業・小規模事業者振興基本条例

九重町中小企業・小規模事業者振興計画策定委員会設置規則

はじめに

本町では、従業員数 300 人を超える大企業はなく、町内事業所全てが中小企業・小規模事業者です。町内の中小企業・小規模事業者は経済や雇用を支えるだけでなく、地域振興のための活動を通じて地域を活性化するための重要な役割を担っています。

しかしながら、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化による労働力人口の減少、ICT化の発展に伴う消費者行動のめまぐるしい変化など、様々な課題によって、極めて厳しい状況となっています。

こうした中、本町では、地域社会を支える中小企業・小規模事業者の振興を、町や各関係機関、地域住民が、中小企業・小規模事業者と相互に連携して推進していくことを明確にし、将来を見据えた施策を持続的に展開していくため、2019（平成 31）年 5 月に、中小企業・小規模事業者振興に関する基本理念などを定めた「九重町中小企業・小規模事業者振興基本条例（以下「条例」という。）」を施行しました。

この条例の基本方針に基づき、町内の中小企業・小規模事業者の振興を総合的かつ計画的に行うため、振興に関する施策や方針、目標値を示した「九重町中小企業・小規模事業者振興計画（以下「計画」という。）」を策定し、計画に基づく施策の展開によって、地域経済の活性化を促進していきます。

本計画では、条例の基本方針に基づき、「経営基盤の安定強化」「地域内の経済循環の創出」「経営拡大及び新分野への進出促進」「創業の促進」「人材の確保・育成、事業環境の整備」の 5 つを中小企業・小規模事業者振興の柱として位置づけました。豊かな自然や様々な素材、個性ある人材などの多様な地域資源を最大限活用し、九重町商工会、金融機関等の関係機関や消費者である地域住民との連携を図りながら、産業の競争力を高め、中小企業・小規模事業者の活性化を図りたいと考えます。

また、本計画に基づいて実施する具体的な施策は、実施状況を公表し、より高い効果が発現されるよう、条例の推進組織である「九重町中小企業・小規模事業者振興計画推進会議（仮称）」にて評価・検証を行い、施策の見直しを行うことで、活力ある地域づくりを展開していきます。

中小企業（者）及び小規模事業者（者）の定義について

本計画において、「中小企業」及び「小規模事業者」とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項及び第 5 項の規定により下記の範囲とします。

【中小企業（者）の範囲】

業 種	資本金	従業員
製造業、その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

【小規模事業者（小規模企業者）の範囲】

業 種	
製造業、その他の業種	20 人以下
商業、サービス業	5 人以下

序章 計画の策定の趣旨

1. 計画策定の目的

本計画は、条例第 18 条の規定に基づき、本町の中小企業・小規模事業者の自主的な努力及び創意工夫を尊重し、町や経営支援団体、金融機関等、学校、町民が一体となって、中小企業・小規模事業者振興のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定します。

2. 計画の位置づけ

中小企業・小規模事業者の振興は、町政運営の最上位計画である「九重町第 5 次総合計画（以下「総合計画」という。）」施策の大綱“地域の資源を活かし、いきいき働けるまちづくり（産業振興）”（仮称）の個別計画として位置づけ、喫緊の課題である人口減少問題を発端とする諸問題への対応を目的として策定された第 2 期「九重町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」に位置付けられた関連施策との整合性を保ちながら取組を進めます。

また、この計画での中小企業の振興に関する施策の範囲は、商工業を中心とした町内の中小企業・小規模事業者や中小企業関連団体を直接の対象とした取組であり、結果として中小企業・小規模事業者の振興に繋がるもの（例：観光振興、農林業振興等）は、既存の各種施策等との関連性を保ちながら推進していきます。

3. 計画の進捗管理・効果検証

計画の進捗管理及び効果の検証は、町内の事業所訪問等により中小企業・小規模事業者の実態を把握するとともに、中小企業・小規模事業者をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会として「九重町中小企業・小規模事業者振興計画推進会議（仮称）」を設けて、進捗状況の報告や P D C A サイクルによる進捗管理を行い、必要な見直しを図ります。

4. 計画の期間と見直しの時期

本計画の期間は、総合計画との整合性を確保するため 2022（令和 4）年度から 2031（令和 13）年度までの 10 箇年とします。その後、総合計画の中間検証を受け翌年見直しを実施するよう、以降 5 箇年を基本に目標値を定めます。

また、条例の趣旨を考慮して、経済状況等の急速な変化や計画の進捗状況、国や県の動向を見据えながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

第1章 九重町の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

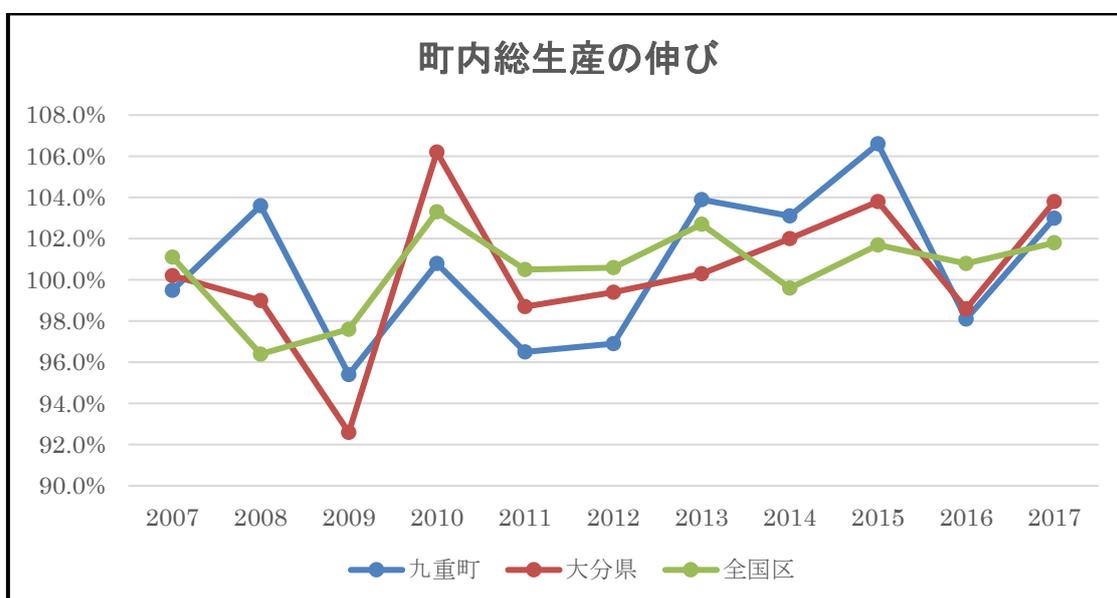
1. 九重町の経済・産業構造等の概要

①町内の総生産と町民所得：低い水準で推移

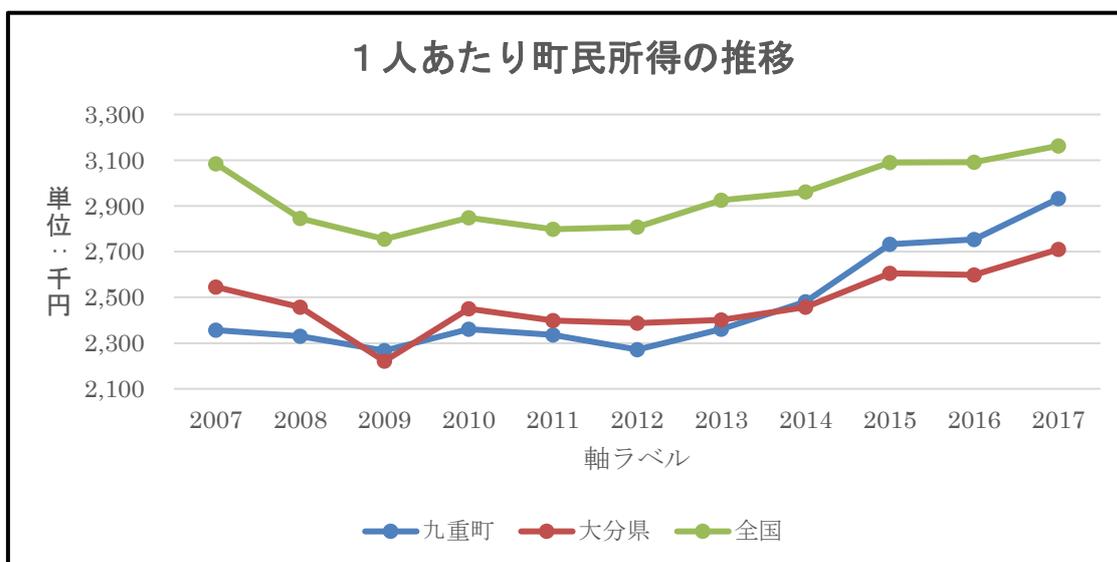
町内総生産は、2009（平成21）年度から2012（平成24）年度にかけて大きく減少しましたが、以降は緩やかに回復傾向にあります。特に鉱業、電気・ガス・水道・廃棄物処理業の伸びが町内総生産に大きな影響を与えています。

また、1人当たりの町民所得も、2012（平成24）年度以降は増加傾向にあり、2014（平成26）年度以降は、県平均を上回っています。

しかしながら、全国平均と比較すると200千円以上の差があり、依然として低い水準であると言わざるを得ず、格差の解消には至っていません。



（資料）大分県「平成29年度大分の市町村民経済計算」、内閣府「令和元年度国民経済計算」



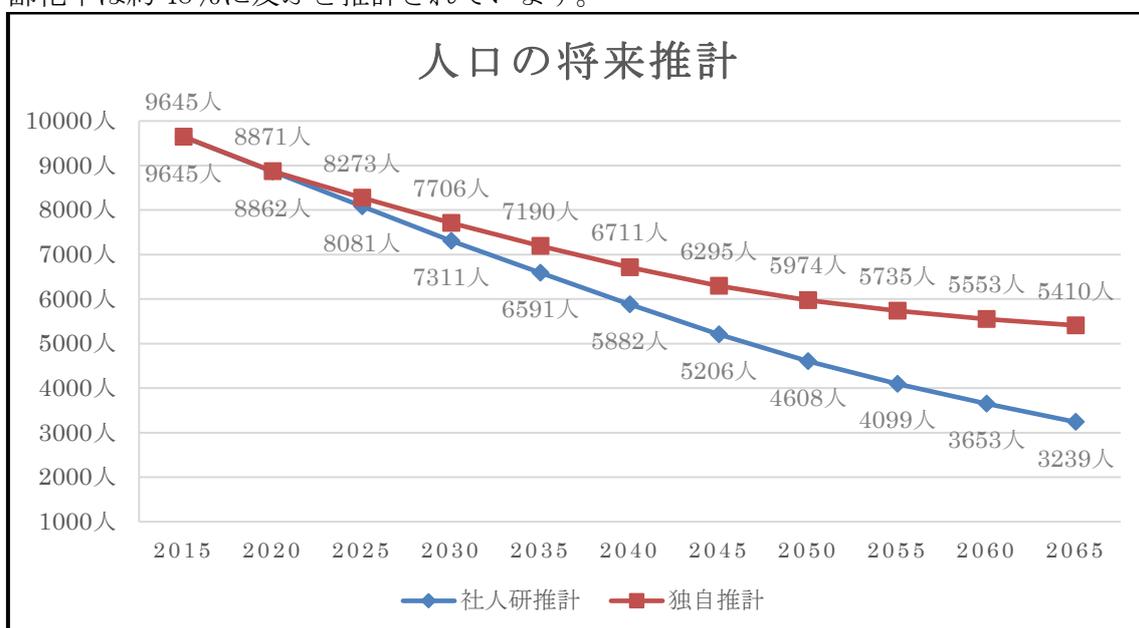
（資料）大分県「平成29年度大分の市町村民経済計算」、内閣府「令和元年度国民経済計算」

②人口推移と見通し：将来人口 6.7 千人を目標

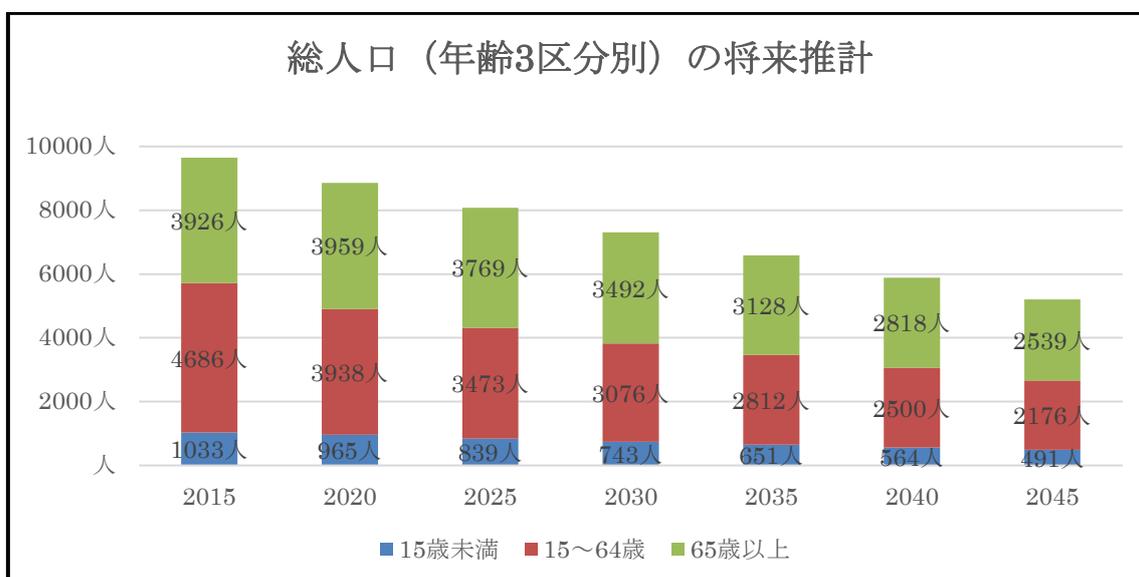
本町の人口は、年々減少しており、国立社会保障・人口問題研究所を基準とした国のデータ（以下「社人研準拠」という。）では、2040（令和 22）年の人口は 5,882 人と、2015（平成 27）年の国勢調査人口 9,645 人と比較し、3,763 人、39.0%の減少が見込まれています。

このため、本町においては「九重町まち・ひと・しごと創生総合戦略」人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）を策定し、自然増対策及び社会増対策に積極的に取り組み、確実に人口減少を抑制することにより、社人研準拠と比較して、2040（令和 22）年においては、人口 6,711 人（社人研準拠比で 829 人増）以上を目指しています。

また、年齢 3 区分別人口の推移をみると、2020(令和 2)年には、15～64 歳の生産年齢人口と 65 歳以上の老年人口の割合が逆転しており、2040(令和 22)年には、その高齢化率は約 48%に及ぶと推計されています。



(資料)「九重町まち・ひと・しごと創生総合戦略」人口ビジョン、



(資料)「社人研準拠」

③従業者別事業所数・従業者数：町内事業所全てが中小企業

町内の事業所数、従業者数を従業者規模別にみると、従業者 300 人超の大企業はなく、立地する事業所は、全てが中小企業となっています。

また、全国や大分県と比較すると、従業員数 30 人未満の事業所の比率が高く、そこで雇用されている従業者数が従業者全体の 71.8%を占めており、当町における大きな特徴であるといえます。

従業者規模別事業所数及び従業者数（2016年）

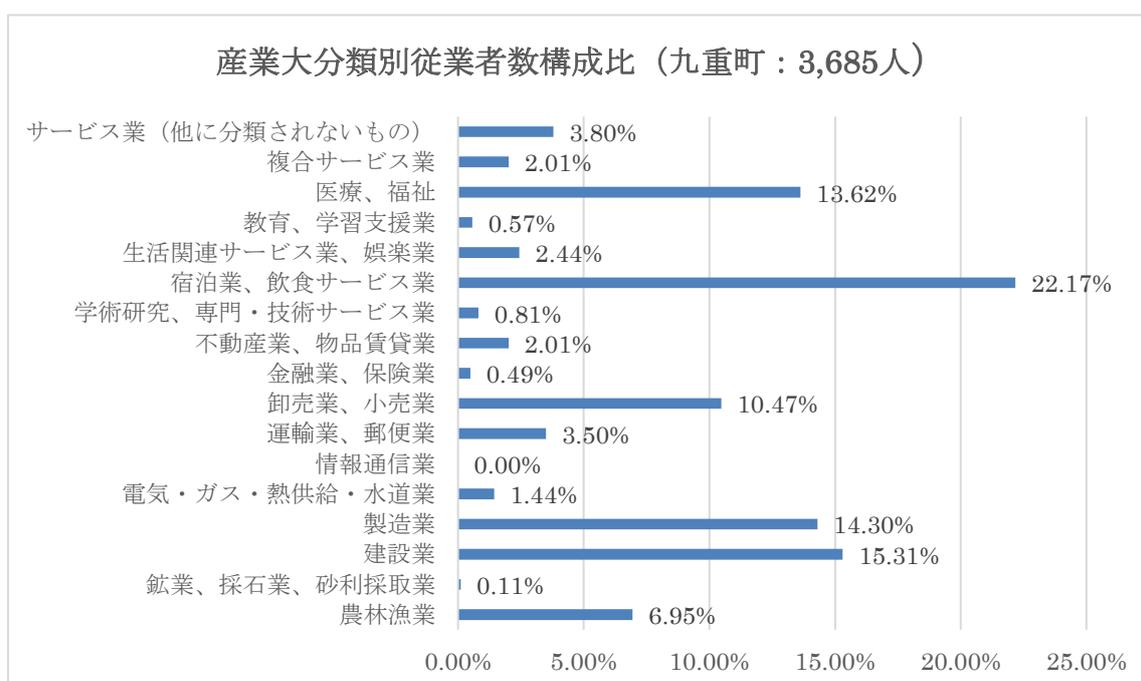
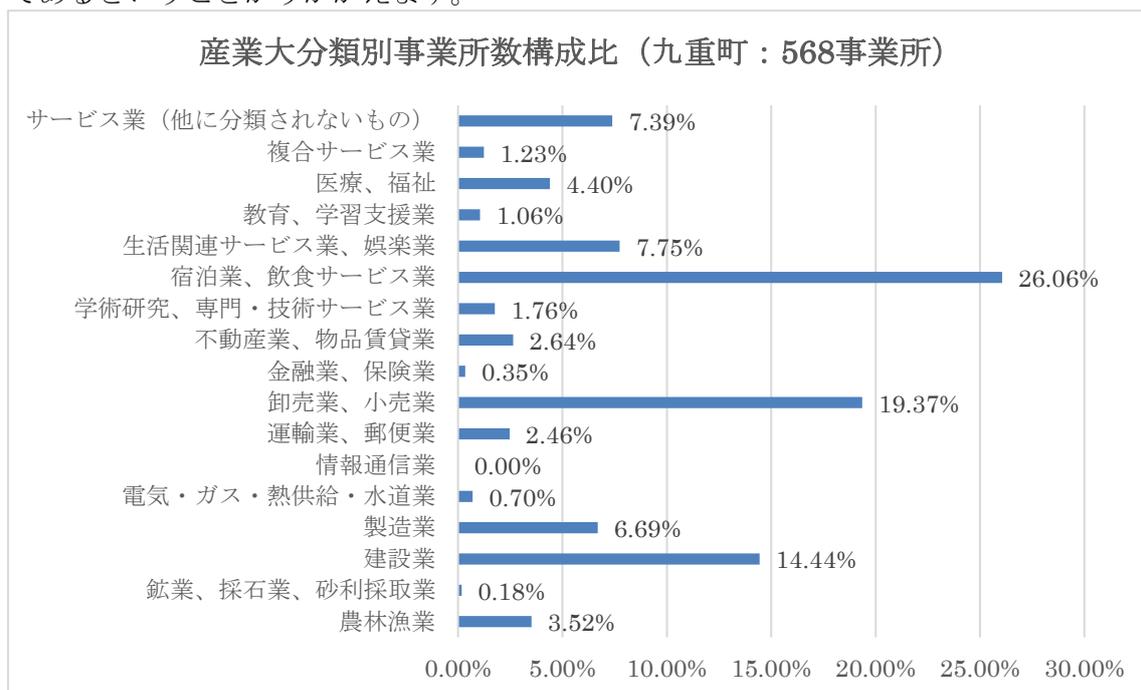
九重町	事業所数			従業者数		
	実数	構成比		実数	構成比	
総数(公務除く)	568	100%	100%	3,685	100%	100%
1～4人	341	60.0%	60.0%	720	19.5%	19.5%
5～9人	146	25.7%	36.8%	946	25.7%	52.3%
10～29人	63	11.1%		980	26.6%	
30～49人	7	1.2%	2.6%	258	7.0%	28.2%
50～99人	5	0.9%		331	9.0%	
100人以上	3	0.5%		450	12.2%	
大分県	事業所数			従業者数		
	実数	構成比		実数	構成比	
総数(公務除く)	52,973	100%	100%	483,206	100%	100%
1～4人	31,073	58.7%	58.7%	65,762	13.6%	13.6%
5～9人	10,461	19.7%	35.5%	68,670	14.2%	42.1%
10～29人	8,349	15.8%		134,776	27.9%	
30～49人	1,498	2.8%	5.2%	56,239	11.6%	44.3%
50～99人	842	1.6%		56,871	11.8%	
100～299人	360	0.7%		56,147	11.6%	
300人以上	69	0.1%		44,741	9.3%	
出向・派遣従業者のみ	321	0.6%	0.6%	-	-	-
全国	事業所数			従業者数		
	実数	構成比		実数	構成比	
総数(公務除く)	5,340,783	100%	100%	56,872,826	100%	100%
1～4人	3,047,110	57.1%	99.2%	6,516,332	11.5%	85.4%
5～9人	1,057,293	19.8%		6,940,748	12.2%	
10～29人	882,437	16.5%		14,299,294	25.1%	
30～49人	163,074	3.1%		6,133,936	10.8%	
50～99人	100,428	1.9%		6,864,826	12.1%	
100～299人	49,456	0.9%		7,815,994	13.7%	
300人以上	12,223	0.2%	0.2%	8,301,696	14.6%	14.6%
出向・派遣従業者のみ	28,762	0.5%	0.5%	-	-	-

(資料) 総務省「平成 28 年経済センサス 活動調査」

④産業大分類別事業所数及び従業者数：突出して高い宿泊業・飲食サービス業

町内の産業大分類別事業所数の構成比は、宿泊業、飲食サービス業（26.06%）、卸売業・小売業（19.37%）、建設業（14.44%）の順に高くなっています。

また、従業者数の構成比では、宿泊業、飲食サービス業（22.17%）、建設業（15.31%）、製造業（14.30%）の順に高くなっています。事業所数及び従業者数それぞれで、宿泊・飲食サービス業が第1位となっているのは、県内で唯一九重町だけとなっています。以上のことから、宿泊業、飲食サービス業は、本町における主要産業であるということがうかがえます。



（資料）総務省「平成28年経済センサス 活動調査」
 ※各数値は、公務を除く民間事業所

⑤町内の商工業の特性

【商業】：事業所数、従業者数ともに飲食料品小売業が多い

町内の卸売業・小売業の構成を産業分類別の事業所数、従業者数の構成比から見ると、小売業の事業所数では、飲食料品小売業 48.31%、その他の小売業 38.20%、機械器具小売業 10.11%の順に高くなっています。

また、従業者数でも同様に、飲食料品小売業 52.67%、その他の小売業 38.68%、機械器具小売業 7.00%の順に高く、全国や大分県平均と比較すると、飲食料品小売業の事業所数及び従業者数の比率が高い構成となっています。

卸売業・小売業産業分類別事業所数、従業者数、年間総品販売額

九重町		事業所数		従業者数		年間商品販売額	
産業分類	(事業所)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(百万円)	構成比 (%)	
卸売業 計	7	—	32	—	—	—	—
小売業 計	89	100	243	100	—	—	—
各種商品小売業	0	0.00	0	0.00	—	—	—
織物・衣服・身の回り品小売業	2	2.25	2	0.82	—	—	—
飲食料品小売業	43	48.31	128	52.67	1,468	—	—
機械器具小売業	9	10.11	17	7.00	—	—	—
その他の小売業	34	38.20	94	38.68	1,550	—	—
無店舗小売業	1	1.12	2	0.82	—	—	—
大分県		事業所数		従業者数		年間商品販売額	
産業分類	(事業所)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(百万円)	構成比 (%)	
卸売業 計	2,457	—	18,618	—	1,276,109	—	—
小売業 計	9,251	100	62,789	100	1,191,357	100	—
各種商品小売業	25	0.27	2,902	4.62	87,757	7.37	—
織物・衣服・身の回り品小売業	1,014	10.96	4,589	7.31	62,917	5.28	—
飲食料品小売業	3,049	32.96	25,966	41.35	391,432	32.86	—
機械器具小売業	1,250	13.51	7,612	12.12	214,085	17.97	—
その他の小売業	3,610	39.02	19,891	31.68	391,719	32.88	—
無店舗小売業	303	3.28	1,829	2.91	43,447	3.65	—
全国		事業所数		従業者数		年間商品販売額	
産業分類	(事業所)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(百万円)	構成比 (%)	
卸売業 計	278,013	—	3,080,805	—	406,820,294	—	—
小売業 計	809,124	100	6,355,641	100	138,015,622	100	—
各種商品小売業	2,861	0.35	323,719	5.09	12,822,728	9.29	—
織物・衣服・身の回り品小売業	114,180	14.11	560,225	8.81	9,602,449	6.96	—
飲食料品小売業	248,870	30.76	2,532,941	39.85	39,491,403	28.61	—
機械器具小売業	110,499	13.66	712,726	11.21	25,642,012	18.58	—
その他の小売業	304,685	37.66	1,971,856	31.03	41,119,260	29.79	—
無店舗小売業	28,029	3.46	254,174	4.01	9,337,771	6.77	—

(資料) 経済産業省「平成 28 年経済センサス 活動調査」

【工業】：事業所の大部分を占める建設業

町内の工業は、事業所数では、総合工事業を中心とする建設業（中分類 6.7.8）が最も多く、その3分類が全体の68.33%を占めています。

また、従業者数では、先述の3分類の51.69%に加え、ゴム製品製造業が20.71%を占めており、本町における大きな雇用の場となっています。

産業中分類（工業関係）別事業所数及び従業者数構成比

産業分類（中分類） 九重町	事業所数		従業者数	
	（事業所）	構成比（%）	（人）	構成比（%）
総数	120	100	1091	100
06 総合工事業	46	38.33	362	33.18
07 職別工事業(設備工事業を除く)	18	15.00	104	9.53
08 設備工事業	18	15.00	98	8.98
09 食料品製造業	15	12.50	58	5.32
10 飲料・たばこ・飼料製造業	3	2.50	121	11.09
11 繊維工業	1	0.83	1	0.09
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	9	7.50	55	5.04
16 化学工業	1	0.83	8	0.73
19 ゴム製品製造業	1	0.83	226	20.71
21 窯業・土石製品製造業	3	2.50	33	3.02
26 生産用機械器具製造業	2	1.67	10	0.92
27 業務用機械器具製造業	1	0.83	8	0.73
32 その他の製造業	2	1.67	7	0.64
産業分類（中分類） 大分県	事業所数		従業者数	
	（事業所）	構成比（%）	（人）	構成比（%）
総数	8,017	100	107,217	100
06 総合工事業	2,260	28.19	18,452	17.21
07 職別工事業（設備工事業を除く）	1,451	18.10	8,171	7.62
08 設備工事業	1,252	15.62	12,869	12.00
09 食料品製造業	681	8.49	9,473	8.84
10 飲料・たばこ・飼料製造業	113	1.41	1,887	1.76
11 繊維工業	125	1.56	2,172	2.03
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	285	3.55	2,130	1.99
16 化学工業	48	0.60	3,507	3.27
19 ゴム製品製造業	23	0.29	877	0.82
21 窯業・土石製品製造業	220	2.74	3,379	3.15
26 生産用機械器具製造業	136	1.70	3,269	3.05
27 業務用機械器具製造業	35	0.44	3,630	3.39
32 その他の製造業	212	2.64	1,187	1.11
その他の産業分類	1,176	14.67	36,214	33.78

（資料）経済産業省「平成28年経済センサス 活動調査」

【サービス業】：宿泊業や飲食業、生活関連サービス業が多い

本町のサービス業関係の構成比は、事業所数では、宿泊業、飲食サービス業(47.59%)、が圧倒的に多く、次いで生活関連サービス業、娯楽業(14.15%)となっています。従業者数でも、宿泊業、飲食サービス業(43.53%)、医療、福祉(26.74%)の順に高くなっています。

大分県と比較しても、事業所数・従業者数ともに宿泊業、飲食サービス業の割合が突出して高いことが見て取れます。

産業大・中分類（サービス業関係）別事業所数及び従業者数構成比

産業分類	九重町				大分県			
	事業所数		従業者数		事業所数		従業者数	
	(事業所)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(事業所)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
総計	311	100.00	1,877	100.00	29,038	100.00	251,294	100.00
G 情報通信業	0	0.00	0	0.00	367	1.26	5,635	2.24
H 運輸業、郵便業	14	4.50	129	6.87	1,073	3.70	22,737	9.05
K 不動産業、物品賃借業	15	4.82	74	3.94	2,935	10.11	9,449	3.76
L 学術研究、専門・技術サービス業	10	3.22	30	1.60	1,946	6.70	10,537	4.19
M 宿泊業、飲食サービス業	148	47.59	817	43.53	7,138	24.58	47,441	18.88
75 宿泊業	83	26.69	525	27.97	873	3.01	10,543	4.20
76 飲食店	59	18.97	252	13.43	5,527	19.03	31,428	12.51
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	6	1.93	40	2.13	732	2.52	5,440	2.16
N 生活関連サービス業、娯楽業	44	14.15	90	4.79	5,093	17.54	20,533	8.17
78 洗濯・理容・美容・浴場業	36	11.58	67	3.57	4,010	13.81	10,569	4.21
79 その他の生活関連サービス業	6	1.93	16	0.85	544	1.87	2,823	1.12
80 娯楽業	2	0.64	7	0.37	539	1.86	7,141	2.84
O 教育、学習支援業	6	1.93	21	1.12	1,414	4.87	13,236	5.27
P 医療、福祉	25	8.04	502	26.74	4,434	15.27	83,625	33.28
83 医療業	12	3.86	58	3.09	2,386	8.22	44,119	17.56
84 保健衛生	0	0.00	0	0.00	26	0.09	937	0.37
85 社会保険・社会福祉・介護事業	13	4.18	444	23.65	2,018	6.95	38,496	15.32
Q 複合サービス事業	7	2.25	74	3.94	520	1.79	4,994	1.99
R サービス業(他に分類されないもの)	42	13.50	140	7.46	4,118	14.18	33,107	13.17
88 廃棄物処理業	2	0.64	13	0.69	247	0.85	3,096	1.23
89 自動車整備業	9	2.89	44	2.34	751	2.59	3,086	1.23
90 機械等修理業(別掲を除く)	0	0.00	0	0.00	300	1.03	1,619	0.64
91 職業紹介・労働者派遣業	0	0.00	0	0.00	135	0.46	3,710	1.48
92 その他の事業サービス業	0	0.00	0	0.00	636	2.19	15,593	6.21
93 政治・経済・文化団体	10	3.22	43	2.29	663	2.28	2,531	1.01
94 宗教	20	6.43	33	1.76	1,344	4.63	3,163	1.26
95 その他のサービス業	1	0.32	7	0.37	33	0.11	246	0.10

(資料) 経済産業省「平成 28 年経済センサス 活動調査」

第2章 九重町の中小企業・小規模事業者の現状と課題

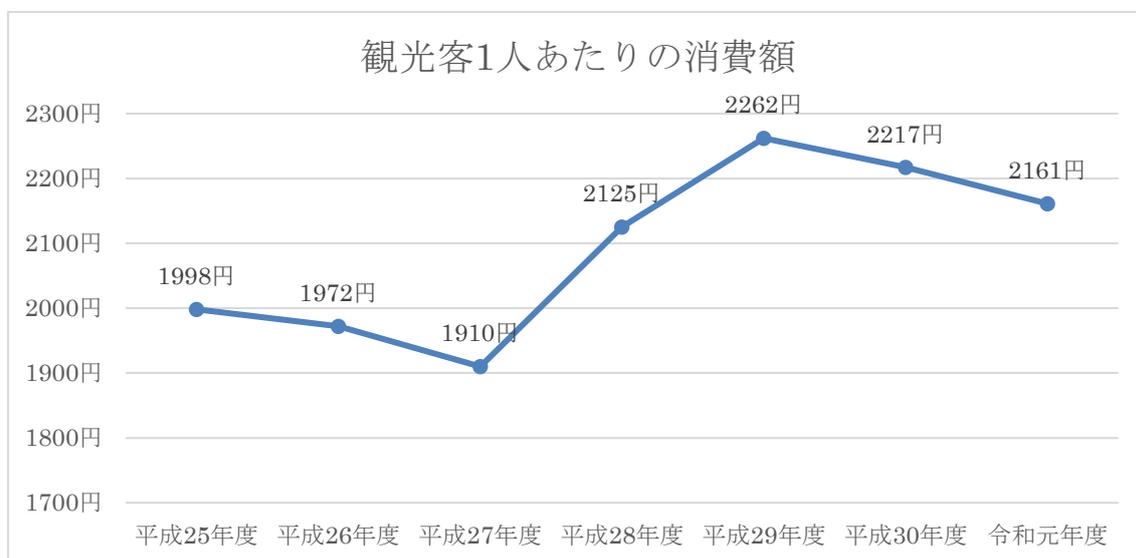
各種統計調査の結果などを参考に、本町の中小企業・小規模事業者を取り巻く現状・課題を整理し、それらの課題に対応する施策の考え方を示します。

1. 経営基盤の安定強化

中小企業は、大企業と比較して経営体力や価格交渉力の面で劣っていることから、経営コストが上昇してもすぐに価格転嫁しにくい状況にあることが一般的です。九重町民の生活を支えてきた小規模店舗は、後継者不足と高齢化により減少の一途をたどっており、隣接する町への大規模小売店舗が進出していることもあり、地域内での競争は激化しています。

また、観光面においても、九重町を訪れる観光客は、平成27年度の約445万人から令和元年度には約375万人と年々減少している状況にあります。そして、令和元年度の観光客の一人当たりの域内消費額は2,161円であり、県内平均額の5,220円と比して非常に低い水準となっています。典型的な「通過型観光」となっている現状から、旅の目的地となる「滞在型観光」へと移行していくためには、飲食店なども含めた観光・サービス業全体に寄与する取り組みが必要です。

こうした様々な課題に対応し現状を脱却していくためには、具体的な経営計画を策定し、計画を確実に実行管理していくことが必要となってきます。



(資料) 九重町統計書

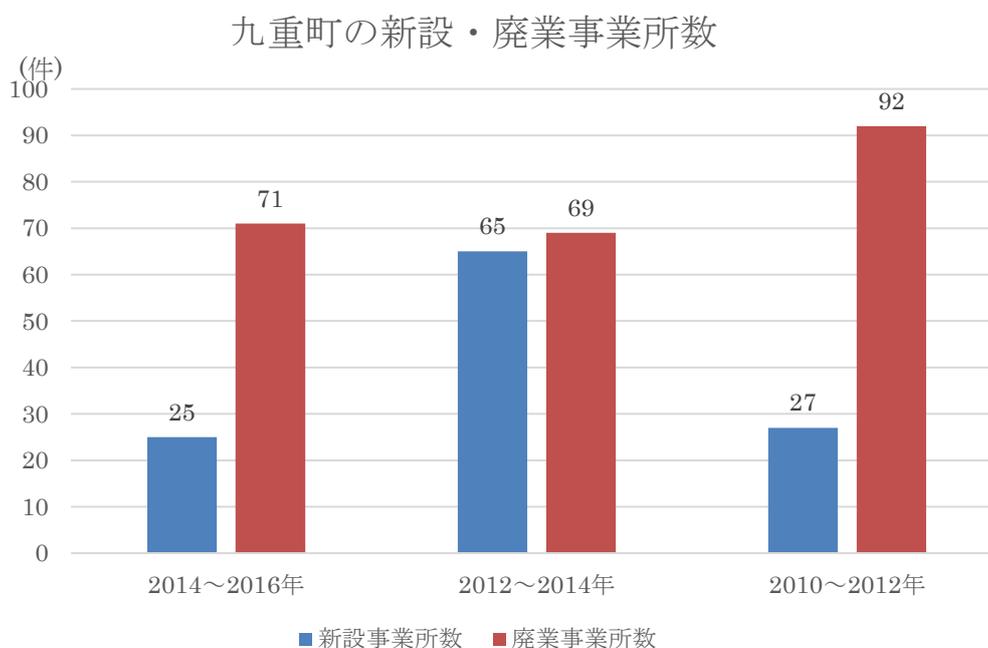
2. 創業の促進

九重町におけるここ最近の新設・廃業事業所数を見ると、廃業事業所数が新設事業所数を大きく上回っており、地域経済が減退傾向にあることが推測されます。

一方で、玖珠町と合同で平成 28 年度から毎年開催している『くす・ここのえ合同創業セミナー』の参加者数は、年度によりばらつきがあるものの、令和 3 年度については 20 名となっており、コロナ禍において創業を検討する方は少なからず存在しているため、創業の促進は重要な課題であると言えます。

積極的な創業支援を実施することで、新規事業所の開業のみならず、創業者の町内定着、町内の地域経済の活発化につながるなど、多くの波及効果が期待されます。

本町においても、特に「創業期」の事業者を振興するべく、『九重町創業支援事業計画（平成 27 年 5 月 20 日認定）』を策定し、創業支援を実施しています。中小企業支援団体や金融機関等の多くの関連団体と連携し、町内における創業の促進を行っていく必要があります。



(資料) 経済センサス平成 24 年活動調査、平成 26 年基礎調査、平成 28 年活動調査

4. 円滑な事業承継

大分県事業承継・引継ぎ支援センターの事業承継診断結果から、「後継者候補がない」と回答した事業者は51%となっており、特に小売業を営む事業者の割合が高くなっています。また、「後継者候補がいる」と回答した事業者は49%で、特に建設業においては、75%（12事業者/16事業者）の事業者が「いる」と回答しています。

事業承継の方法としては、家族内の承継、役員・従業員による承継、第三者（M&A）による承継の3つがあります。第三者による承継については、売買情報の収集と提供が必要となり、家族内の承継や役員・従業員による承継については、円滑な資金調達のための融資や承継スケジュール等の作成が必要であり、取引先の金融機関と一体となった支援体制の整備が求められています。

いずれにせよ、事業承継は非常にデリケートな問題であるため、いざ準備をすすめるようとしても、順調に進まないケースが非常に多く、スムーズに事業承継を行うには、経営者が「事業承継は重要な経営課題である」という事実をまず認識し、早めに計画的に進めていく必要があります。

事業の10年後の夢について語り合える後継者候補の有無

あり	49%
なし	51%

(n=100)

後継者候補あり

	60歳未満	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	合計
製造業	0	3	1	0	0	4
建設業	3	6	2	0	1	12
小売業・卸売業	1	1	3	0	0	5
サービス業	2	5	2	0	0	9
飲食業	0	0	1	1	0	2
宿泊業	2	7	8	0	0	17
合計	8	22	17	1	1	49
割合(%)	16.33	44.90	34.69	2.04	2.04	全体の49%

後継者候補なし

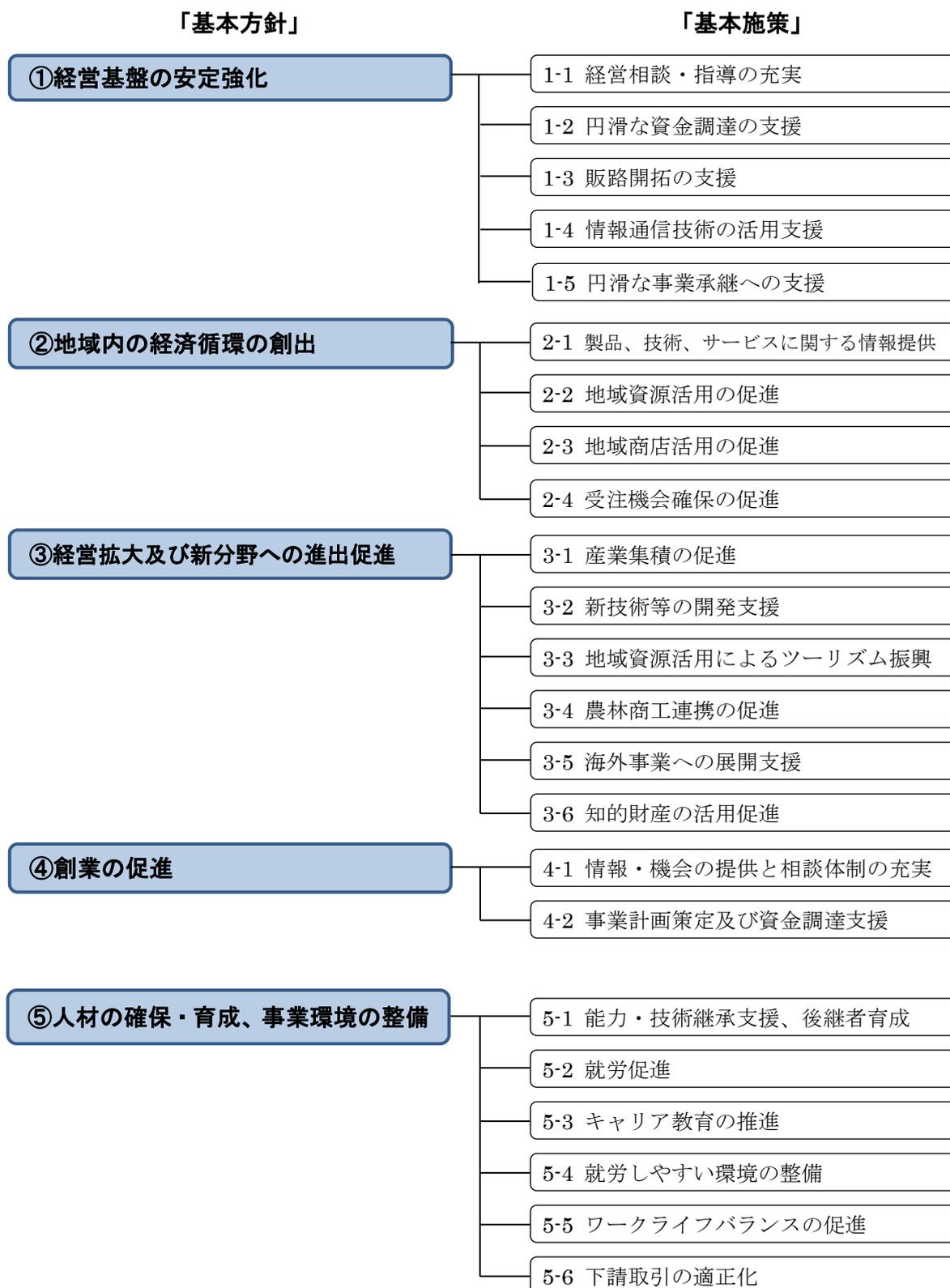
	60歳未満	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	合計
製造業	1	0	4	0	0	5
建設業	3	1	0	0	0	4
小売業・卸売業	4	8	4	0	0	16
サービス業	1	5	2	2	0	10
飲食業	1	2	1	0	0	4
宿泊業	2	5	5	0	0	12
合計	12	21	16	2	0	51
割合(%)	23.53	41.18	31.37	3.92	0.00	全体の51%

(資料) 大分県事業承継・引継ぎ支援センター 事業承継診断 (H31.4~R2.3)

第3章 基本方針と基本施策

1. 計画の基本方針と施策

前章までの現状・課題をもとに、本計画では、条例及び第5次総合計画の主要施策をもとに設定した5つの基本方針を柱に、23の施策に取り組むことで中小企業・小規模事業者の振興を促進します。



2. 基本方針ごとの方向性・取組内容・目標値等

振興の柱となる5つの基本方針ごとに、計画期間中に重点的に取り組む施策と目標値を設定し、庁内関係部署及び関係機関との連携によって、それぞれの施策を実行することで、目標値の達成を目指します。

基本方針① 経営基盤の安定強化

【方向性】

経営相談・指導体制の充実及び円滑な資金調達の支援等により、中小企業・小規模事業者の経営基盤の安定強化を進めます。

【取組内容】

1-1 経営相談・指導の充実

- ・商工会の経営指導員等による巡回指導や窓口相談などにより、金融、財務、労務、社会保険、経営・技術の改善等、中小企業・小規模事業者の経営全般にわたる支援を行います。
- ・商工会の経営指導員による周辺地域の巡回指導等により、特に小規模事業者の事業の持続的な発展に向けて、事業計画の重要性について理解促進を図るとともに、その策定を支援します。
- ・小規模事業者に対して、特にきめ細やかな経営相談・支援を行います。
- ・中小企業や小規模事業者が経営に関する相談を気軽にできる窓口を設置し、中小企業診断士等の専門相談員が関係機関との連携を図りながら、継続した相談・指導にあたります。
- ・中小企業支援団体や金融機関と連携し、専門家の活用を図りながら、経営革新や経営力向上等のためのセミナーを開催します。
- ・中小企業支援団体や金融機関と定期的に協議の場を設けて、情報を共有することにより、中小企業・小規模事業者の相談支援体制の強化を図ります。
- ・商工会と連携し、伴走型支援体制を強化します。

1-2 円滑な資金調達の支援

- ・既存の支援制度の利用を促進するなどして金融機関との連携を図りながら、中小企業・小規模事業者の事業活動に必要な資金の円滑な調達を支援します。
- ・国や県が行う中小企業向けの低利融資制度の活用を支援します。
- ・日本政策金融公庫が取り扱う小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の活用により、中小企業・小規模事業者の金利負担の軽減を図ります。
- ・新分野への参入や新たな事業展開等、経営基盤の強化に取り組む中小企業に対して、関係機関の支援制度など必要な情報を提供します。

1-3 販路開拓の支援

- ・各業界の取り組む産地PRや展示会、商談会等、販路開拓の活動を支援します。
- ・各業界を対象とした各種セミナー等の開催により販路開拓を支援します。
- ・県や関係機関等が開催する物産展や商談会の情報を提供します。

1-4 情報通信技術の活用支援

- ・情報発信、情報セキュリティ対策等の研修機会の提供を通じて、ホームページの開設やネットビジネスの展開等、中小企業・小規模事業者のICT（情報通信技術）利活用を推進します。

1-5 円滑な事業承継への支援

- ・円滑な事業承継の促進に向け、大分県事業引継ぎ支援センターを活用し、事業承継を希望する中小事業者と経営資源を引き継ぐ意欲のある方とのマッチングを支援するとともに、中小企業支援団体や金融機関等との連携を図りながら、研修機会の提供を行います。

【目標値】

重要業績評価指標〈KPI〉	現状値	目標値 (R7年度)	該当基本的施策
商工会の年間相談・指導件数（件） （窓口相談件数）	843件 (R2年度)	1,000件	1-1 1-3 1-4 1-5
商工会の年間相談・指導件数（件） （訪問相談）	952件 (R2年度)	1,050件	1-1 1-3 1-4 1-5 5-1
町・商工会等を通じた融資制度の 年間融資件数（件）	16件 (R1年度)	20件	1-2
個別経営計画新規策定件数（年間）	20件 (R2年度)	20件	1-1 1-3 1-4

基本方針② 地域内の経済循環の創出

【方向性】

町内中小企業・小規模事業者の製品、技術及びサービスに関する情報を、広く町民や企業に紹介するとともに、地域内資源の積極的な活用により、地域内循環の創出を図ります。

また、町民が自発的に地域商店を利用し、町内産品・製品を活用することで、地域社会を支える中小企業・小規模事業者を応援し、活性化を促します。

【取組内容】

2-1 製品、技術、サービスに関する情報提供

- ・町内中小企業・小規模事業者の商品、技術、サービス等を紹介する展示会やイベントの開催・参加を支援することで、新たな取引の創出につなげるとともに、町内産品・製品の町民の活用を促します。
- ・異業種間の交流や中小企業・小規模事業者間の事業連携を促進し、取引の拡大を目指します。
- ・町内中小企業・小規模事業者の商品、技術、サービス等を町民に広く紹介するイベントの開催することで、町内産品・製品、技術・サービスの活用の広がりを促します。

2-2 地域資源活用の促進

- ・専門家による助言や各種助成事業の活用により、農林水産物を活用した新たな商品作りや販路開拓に積極的に取り組む中小企業・小規模事業者を応援します。
- ・農林水産物や加工技術等の地域資源を活用した商品開発に対する各種支援を通じて、高付加価値商品の創出を目指します。
- ・地域資源を活用した商品やサービスの競争力を高めていくことにより、魅力ある地域ブランド創造への土壌づくりを促進します。

2-3 地域商店活用の促進

- ・商店主や地域住民のニーズ調査を行い、空き店舗や空き地の活用の促進、良好な商業空間の維持、共同催事の開催等の商店振興に必要な事業を支援することで、商店の魅力向上や賑わいづくりにつなげます。
- ・近隣市町村の大規模店舗との共存による広域的な商業空間の形成に努めます。

2-4 受注機会確保の促進

- ・官公需発注では、透明性の向上と公正な競争を確保し、地元中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めます。

【目標値】

重要業績評価指標〈KPI〉	現状値	目標値 (R7年度)	該当基本的施策
町外での物産展等への年間出店事業者数(社)	2社 (R2年度)	3社	1-3 2-1 2-2
町の物品の町内業者発注件数割合(%)	66.42% (R2年度)	67%	2-4

基本方針③ 経営拡大及び新分野への進出促進

【方向性】

産学官や農商工・観光の連携により新たな技術、商品、サービスの開発を進めるとともに、海外や新たな市場・業界への進出を支援することによって、中小企業の経営拡大、持続的発展につなげます。

【取組内容】

3-1 産業集積の促進

- ・気候風土に根差した産業や、交通の利便性を生かした高性能部品の生産拠点として、競争力の高い企業の集積を推進します。
- ・国や県の関係機関と連携し、情報通信技術を活用した新たなビジネス等、今後、成長が見込まれる新産業分野に関連した事業創出を支援します。
- ・本町における企業立地を促進するため、九重町企業立地促進助成金交付要綱に基づく支援を通して新たな雇用機会の創出を図り、地域経済の発展及び町民生活の向上につなげます。
- ・大分県中小企業団体中央会を通じて、経営資源を相互に補完するための中小企業の連携・組織化を支援します。

3-2 新技術等の開発支援

- ・中小企業同士や誘致企業とのマッチングを行う異業種交流の開催や産学官連携の支援によって、新たな事業連携や新商品開発の機会などを提供することで、中小企業の販売力の向上や新たな分野への進出につなげます。
- ・大分県産業科学技術センターなどの県内関係機関における技術相談、受託研究、設備機器利用等を通じて中小企業の技術の高度化を支援します。
- ・公益財団法人大分県産業創造機構による個別指導やアドバイス等を活用し、中小企業・小規模事業者の技術力の向上や新たな商品開発による取引拡大につなげます。

3-3 地域資源活用によるツーリズム振興

- ・美しい自然景観や環境などを中心とする本町の魅力的な観光資源の活用と発掘を図り、福岡都市圏に近いという交通の利便性を生かし、これらの地域特性を生かしたツーリズムの振興に取り組みます。

3-4 農林商工連携の促進

- ・中小企業・小規模事業者と農林業者との連携を図り、本町の基幹産業の一つである農林業から生まれる一次産品に付加価値を付け、新たな商品開発を行うための支援を行います。
- ・県や関係機関と連携し、商品開発の支援や、農林業者と商工業者のマッチング等を推進し、農商工連携や6次産業化の取組みを支援します。

3-5 海外事業への展開支援

- ・関係機関によるセミナー等を通じて、海外展開への理解促進を図ります。
- ・関係機関との連携によって、進出を検討する中小企業に対して、海外進出に必要な支援を行います。

3-6 知的財産の活用促進

- ・中小企業等の知的財産支援拠点である一般社団法人大分県発明協会と連携し、先進的な事例や様々な専門家や支援機関を紹介するなど、アイデア段階から事業展開まで、知的財産を積極的に活用する中小企業を支援します。

【目標値】

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値 (R7年度)	該当基本的施策
九重町商工会工業部会の会員企業数（社）	106社 (R2年度)	110社	3-2 3-5 3-6
既存誘致企業の増設及び新規立地件数（件）	0件 (R2年度)	4件 (期間中累計)	3-1
企業誘致等による新規雇用者数（人）	0人 (R2年度)	10人 (期間中累計)	3-1
年間観光入込客数（千人）	3,753千人 (R1年度)	3,870千人	3-3
農産加工の新商品年間開発数（個）	—	年4個	3-4

基本方針④ 創業の促進

【方向性】

新たなビジネスモデルをもって市場に参入する创业者が増加していくことは、関連産業の活性化につながり、既存事業者の経営革新を促すうえでも大きな期待ができることから、新たな事業に果敢に挑戦できる環境づくりを進めます。

【取組内容】

4-1 情報・機会の提供と相談体制の充実

- ・商工会による窓口相談により、創業希望者が創業に向けて具体的な検討ができるように支援します。
- ・九重町創業支援等事業計画に基づき、商工会、金融機関等の創業支援事業者と行政機関が連携を密にし、創業希望者や創業後間もない方へ、段階に応じた情報提供や指導等、きめ細かなサポートを強化していくことで、創業の実現と安定した経営を目指します。
- ・創業後の経営の安定化を図るため、創業支援機関と連携し、継続的な相談・指導に応じるなど、创业者の成長段階に応じた支援を行います。
- ・創業支援事業者や、おおいたスタートアップセンター等の行う各種セミナーやワークショップを通じて、起業家とのネットワークづくりを支援することで、創業希望者の意欲を高めるとともに、高い成長意欲と新規性、成長性に優れた技術を有する企業の創出、成長を支援します。

4-2 事業計画策定及び資金調達の支援

- ・創業意欲がある人が、確実な経営ができるよう、中小企業支援団体や専門の相談員が創業時の事業計画策定を支援するとともに、創業後も事業が軌道に乗るように、継続的なフォローアップを行います。
- ・起業支援事業補助金や既存の資金調達支援制度の利用を促進するなど金融機関との連携を図りながら、創業時に必要となる資金の円滑な調達を支援します。

【目標値】

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値 (R7年度)	該当基本的施策
九重町創業支援等事業計画に基づく年間创业者数（件）	0件 (R2年度)	8件 (期間中累計)	4-1 4-2
創業セミナーの参加者数（人）	8人 (R2年度)	20人	4-1 4-2

基本方針⑤ 人材の確保・育成、事業環境の整備

【方向性】

人口減少に伴い労働力人口の減少が進む中、本町経済の持続的発展のためには、優秀な人材の確保・育成を図り、町内で活躍してもらうことが重要です。このため、若年者の成長段階に応じた施策を展開していきます。また、若年者や女性、高齢者、障がい者等、皆が安心して働ける労働環境の整備を進めます。

【取組内容】

5-1 能力・技術承継支援、後継者育成

- ・ 中小企業・小規模事業者の従業員の技術・技能習得のための支援や、関係機関によるセミナー等により、キャリアアップ・スキルアップにつながる機会を提供します。
- ・ 認定職業訓練校等の活動を支援し、中小企業・小規模事業者が積極的に人材育成に取り組める環境を整備します。
- ・ 伝統的な技術、技能の継承と後継者の育成を図るため、中小企業・小規模事業者が行う技術、技能の継承に関する活動を支援します。
- ・ 中小企業支援団体と連携しながら、経営者及び従業員の知識、管理能力等の向上を図る研修を推進します。
- ・ 国や県、関係機関と連携し、技術・技能習得やキャリアアップのための情報提供を行います。

5-2 就労促進

- ・ 若年者や非正規労働者等の就職促進を図るため、ハローワークと連携しながら総合的な就職支援サービスを構築します。
- ・ 関係機関と連携し、高校生と町内企業との合同説明会を開催することにより、高校生が職業選択しやすい環境を整備し、就職のミスマッチ等の解消に努めるとともに、町内企業への就職を促します。
- ・ 求職者の技術・技能習得活動を支援し、資格取得による就職機会の創出を図ります。
- ・ U I ターンによる町内企業への就職を促進するため、町内の求人企業等の情報提供を行います。

5-3 キャリア教育の推進

- ・ 若年者の職業観を醸成し、地元企業への就職意欲を高めるため、中小企業や関係機関、小中学校や高等学校、大学等の教育機関と連携のもと、社会見学や職場体験、インターンシップ等を通じたキャリア教育を推進します。
- ・ 町内中小企業・小規模事業者と学校関係者との就職に関する幅広い情報交換の場を設け、教職員を通して町内企業の魅力についての情報提供を行います。

5-4 就労しやすい環境の整備

- ・ 事業規模の小さな事業所への就業規則の作成を支援し、はたらきやすい環境整備を進めます。
- ・ 中小企業支援団体や国、県と連携し、女性の人材育成や登用に向けた企業等の取り組みを促進します。
- ・ 高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業あるいは、その他の軽易な業務に係る就業の機会を確保、援助し、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ります。
- ・ 障がい者が地域で自立した生活を営むため、一般就労に向けて必要な訓練を提供するなど、障がい者の雇用を促進します。
- ・ 町内企業間の連携により、人材の交流実現のための取り組みを図ります。
- ・ 国や中小企業支援団体と連携し、中小企業・小規模事業者の勤労者のための福利厚生制度の導入を促進します。

5-5 ワークライフバランスの促進

- ・ 中小企業等の経営者や管理職等の意識改革を促すためのセミナーの開催や啓発のための広報活動を展開するなど、ワークライフバランスを推進する企業への支援に取り組みます。
- ・ 労使間トラブルの未然防止や労働者の処遇改善のため、関係機関と連携し、労働法制の普及・啓発に努めます。
- ・ 勤労者の余暇の充実や健康及び体力の維持・増進を図るため、活動の場を提供します。

5-6 下請取引の適正化

- ・ 建設業法等の関係法令の順守徹底に取り組むとともに、立場の弱い下請事業者にしわ寄せされることのないよう、必要に応じた情報提供、意識啓発活動を元請け業者等に対して行います。

【目標値】

重要業績評価指標〈KPI〉	現状値	目標値 (R7年度)	該当基本的施策
ハローワーク日田管内の高等学校卒業 者で就職希望者の管内就職率(%)	35.36% (R2年度)	40%	5-2 5-3 5-4
商工会の年間相談・指導件数(件) (訪問相談)【再掲】	952件 (R2年度)	1,050件	1-1 1-3 1-4 1-5
ハローワーク日田管内の育児休業 給付金初回受給者数(人)	193人 (R1年度)	220人	5-4 5-5
シルバー人材団体の有償サービス援助 員の登録者数(人)	30人 (R2年度)	40人	5-4

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

町は、本計画に基づく施策等を推進するため、中小企業・小規模事業者の自主的な創意工夫及び努力を尊重し、中小企業支援団体(商工会)、金融機関、学校機関、地域住民等関係機関と中小企業・小規模事業者が相互に連携した取り組みを行います。

2. 各主体の責務と役割

①中小企業・小規模事業者の自助努力

中小企業・小規模事業者は事業活動を計画的に行うとともに自らの努力、創意工夫を重ね、その活動の維持改善、人材育成及び雇用の促進、福利厚生の上昇に努めていくとともに、事業協同組合等を組織化しながら相互の連携及び協力を図るよう努める必要があります。

また、まちづくりの中心として地域イベント等に積極的に参加し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

②行政（九重町）の責務

町は、本計画に位置付けられた施策を着実に実行するため、必要な予算措置に努め、中小企業支援団体や金融機関、大企業、大規模小売店舗、学校、地域住民等と連携・協力し、中小企業・小規模事業者の振興を総合的かつ計画的に推進します。

また、施策の推進にあたり、必要な情報の収集と提供を行います。

③中小企業支援団体（商工会）の責務

商工会をはじめとする中小企業支援団体は、事業者の活動に必要な情報を提供するとともに、事業者の実態を的確に把握しながら経営改善や創業の支援を行うものとします。

また、事業者の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、支援策の立案・実施や、地域社会への貢献を行います。

④金融機関の役割

金融機関は、円滑な資金供給や経営改善等に係る支援を行うとともに、積極的な創業支援を行うものとします。

⑤学校及び大学の役割

町内の小・中学校及び郡内の高等学校は、社会見学や職場体験活動等の実践により、キャリア教育を推進し、地域の次世代を担う人材の育成を行うものとします。

連携協定を結んでいる大学機関は、専門的な研究や人材育成を行い、中小企業・小規模事業者と必要に応じて協力体制をとるものとします。

⑥住民の理解と協力

地域住民（町民）は、中小企業・小規模事業者の果たす役割を理解し、地域商店や町内産品や製品、技術の活用を通じて振興に協力するものとします。

3. PDCAサイクルによる計画の進捗管理と効果検証

条例第17条に記載される「意見の聴取」として、実態把握のための訪問調査を実施するとともに、中小企業支援団体や事業者等で構成する「中小企業・小規模事業者振興計画推進会議（仮称）」を開催し、計画の進捗状況について客観的な検証を行うことで、必要な見直しを図ります。

『PDCAサイクルによる計画の進捗管理と効果の検証』

